

紀南環境広域施設組合規則第1号

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条中「100分の85」を「100分の95」に改める。

第2条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条中「100分の95」を「100分の90」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（休日の日数に相当する数）

第13条 条例第16条の規則で定める数は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日の数及び同条に規定する年末年始の休日の数との合計の数とする。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。